

公募要項

令和8年6月

1 目的

この要項は、「公共用地等を活用した王子駅周辺まちづくり戦略の検討業務」（以下、「本業務」という。）について、最適な事業者の選定を価格のみの競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から事業者の選定を行うプロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 件名

公共用地等を活用した王子駅周辺まちづくり戦略の検討業務委託

(2) 業務内容

別紙1（業務委託仕様書）のとおり。ただし、仕様内容については本プロポーザルで選定した事業者と提案内容等を踏まえ協議の上、決定する。

(3) 履行期限

契約締結日の翌日から令和9年9月30日（木）まで

※履行期限については令和8年度予算を令和9年度までの債務負担とする変更議決が成立した場合を条件とする。

(4) 予定価格

金 38,071,000 円（消費税相当額を含む）を上限とし、提案価格が上限額を上回る場合は、審査の対象としない。なお、本業務においては、最低制限価格を設定しない。

(5) 支払い方法

支払いは、完了後一括払いを予定している。ただし、分割払い等については本プロポーザルで選定した事業者と協議の上、決定する。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加する事業者に要求される資格は、参加表明書等提出期限（令和8年7月3日）において以下の要件をすべて満たすものとする。なお、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 対象業務における北区での競争入札参加資格（以下「北区競争入札参加資格」という。）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14北総契第360号平成15年3月28日区長決裁）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続き又は民事再生法（平

- 成11年法律第225号)に規定する再生手続きの適用を受けている者又は申請をしている者でないこと。
- (5) 東京都北区契約における暴力団等排除措置要綱(22北総契第1894号平成23年3月3日区長決裁 平成23年4月1日施行)による入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (6) 北区競争入札参加資格における営業種目として「都市計画・交通関係調査業務」及び「建築設計」の双方を登録していること。

4 公募のスケジュール

公募要項の公表	令和8年6月22日(月)
参加表明書等提出期限	令和8年7月3日(金)まで
※参加表明書等受理時点で説明資料を交付する	
質問受付期間	令和8年7月3日(金)正午まで
質問書に対する回答	令和8年7月10日(金)
参加表明辞退届提出期限	令和8年7月21日(火)まで
応募書類提出期限	令和8年7月21日(火)まで
第一次審査結果通知	令和8年8月7日(金)(予定)
第二次審査	令和8年8月25日(火)(予定)
第二次審査結果(契約交渉順位決定)通知	令和8年9月1日(火)(予定)

5 提出書類及び提出期限等

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

必要書類は北区ホームページから入手すること。また、提出書類については別紙2(提出書類作成要領)のとおりとする。

(2) 参加表明書及び事業者概要の提出

項目	内容
提出期限	令和8年7月3日(金)午後5時まで
提出先	〒114-8508 北区王子本町 1-15-22 北区役所まちづくり推進部王子駅周辺まちづくり担当課(区役所第一庁舎7階3番) 窓口対応時間:土日祝日を除く 午前8時30分から午後5時00分まで 電話:03-3908-7186(直通) FAX:03-3908-1276 E-mail:oji-machi@city.kita.lg.jp 担当:半澤、木竜、松田
提出方法	別紙2提出書類作成要領のとおり。 ただし、参加表明書のみ押印済みの原本1部を上記提出先へ持参または簡易書留で郵送すること(7月3日(金)必着)。

(3) 説明資料の交付

参加表明書を提出した事業者に対して、区から個別に説明資料を別途交付する。この説明資料の扱いは本公募要項11 守秘義務の対象とする。

なお、この説明資料に関する質問についても、8の(1)の質問受付期間と同じであるため、留意すること。

(4) 応募書類の提出

項目	内容
提出期限	令和8年7月21日(火)午後5時まで
提出先	5の(2)の提出先に同じ
提出方法	別紙2提出書類作成要領のとおり。

6 提出書類の取り扱い

提出された提案書等の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 区は、提出書類を本プロポーザルの目的以外には使用しない。但し、提出書類を作成した事業者の許可を得た場合は、この限りではない。
- (2) 事業者は、提出期間終了後の提出書類変更は出来ない。但し、区が認める場合は、この限りではない。
- (3) 区は、提出書類の提出後に補足資料の提出や確認を求めることがある。
- (4) 区は、提出書類を返却しない。

7 公募要項の公表

(1) 公表期間

令和8年6月22日（月）正午から令和8年7月3日（金）午後5時まで

(2) 公表方法

区の公式ホームページに掲載する。

8 質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和8年6月22日（月）正午から令和8年7月3日（金）正午まで

(2) 提出先

5の（2）の提出先に同じ

(3) 提出方法

メール

件名：公共用地等を活用した王子駅周辺まちづくり戦略の検討業務委託（事業者名）

本文：質問内容、会社名、連絡担当者氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）

なお、質問を受信した場合は、区から受信確認メールを送信する。

受信確認メールが届かない場合は問い合わせること。

(4) 回答方法 令和8年7月10日（金）午後5時までに質問者名を伏せ、参加表明者すべてにメールで回答する。

9 審査方法及び審査項目

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とし、二段階審査方式で実施する。プロポーザルの審査項目は別紙3（審査項目）により、審査委員会が審査し、契約交渉順位を決定する。

(1) 第一次審査

提出書類による書類審査

(2) 第二次審査（3者程度）

提出書類を基に行うプレゼンテーションによる提案内容審査（PC若しくは第一次審査提出書類を用いた口頭により行う）。

なお、主任技術者は、第二次プレゼンテーション審査においての説明者とする。（やむを得ない場合を除く）

※開催方法については、状況によりオンラインによる開催とする場合がある。

※開催日時、場所及び留意事項等は、第一次審査による選定後、別途通知する。

(3) 総合評価点

第一次審査、第二次審査の合計点で評価する。

10 審査結果の通知

審査結果は参加表明書を提出した事業者に対して、書面により通知する。また、区の公式ホームページにおいて、件名、業務概要、審査日、契約交渉順位第一位の称号及び所在地を公表する。

11 守秘義務

参加表明書を提出した事業者は、本プロポーザルの審査過程で知り得た事項を区の許可にかかわらず公表し、または利用してはならない。

12 その他

(1) 無効となる参加表明書又は応募書類等

参加表明書又は応募書類等が次の条件のいずれか一つに該当する場合には無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルに参加した事業者として失格とする。

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの

(2) 虚偽の記載や守秘義務違反が判明した場合、区は指名停止の措置を行うことがある。

(3) 提出に伴う費用

参加表明書及び応募書類等の作成及び提出に伴った費用の全ては、参加表明書を提出した事業者及び応募書類等提出者の負担とする。

(4) 資料の取り扱い

応募書類等の作成のために区より受領した資料は、区の許可なく公表及び使用することはできない。

(5) 通信事故の責務

電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負わない。

(6) この要項に定めるもののほか、必要な事項については、審査委員会が別に定める。